

すと、先日認証することになりました。総務長官の場合なんかは、たしか十六万円だったと思います。ところが、

国会議員が総務長官をやっておるから、国会議員の給与で十八万という給与がもらえますけれども、やはり国会議員の歳費の上がる前の状態に戻って考えてみますと、総務長官の場合には三万ほど上であつたわけなんです。

ところが、今度は国会議員より二万円下回つておるといふことなんです。こういうようなバランスはお考えにならないのか。そうしてこういう法案を出される場合には、とにかく一つの部署だけお考えになるのか、総体的に考えてこういう歳費をきめられるのか、この点をまず明確にしてもらいたいと思うのです。

○平井(通)政府委員 たいだいま先生御指摘のとおり、こういった問題を考える場合には、全体の体系をどうするか、その中においてこの特別の官職をどう考えるかという考え方をとるのが、原則的なものであろうと思ひます。ただ、私どもといたしましては、この特別職全般の検討につきましては、現在のところ、先ほど御指摘のありました政府関係機関役員とのバランスとか、あるいはその他民間給与とのバランスとか、いろいろな点を考えながら、今後の問題として全般的に検討するほかにないというふうに考えております。

ただ、先ほど御指摘もありましたように、公正取引委員会委員長の場合におきましては、たまたま更迭というようないふ事象も起こりまして、この機会においてしかるべき人材を得なければならぬというふうな観点もございまして、とりあえず公正取引委員会委員長

に対しまして、現在の給与体系の中で再評価を行なつたという形でござい

ます。○田口(誠)委員 国務大臣と人事院総裁、会計検査院長同額ということは、これは何か理由があるのですか、基準があるのですか、勘ですか。

○平井(通)政府委員 たいだいまの御質問は、現在の特別職の給与体系において国務大臣と人事院総裁、会計検査院長が同じ金額にあるのは、何か合理的な理由があるかという御質問でござい

ますが、私どものいままでの考え方からいいますならば、人事院総裁は、なるほど総理大臣の監督に服する面もございまして、一般的に申し上げるならば、独立の機関として勧告なりあるいは公平審査に当たつておられるわけでありまして、その限りにおいて国務大臣と比べて特に差を設ける必要はない、同様に会計検査院長につきましても、会計検査の仕事につきま

しては、政府の独立機関として各大臣とは別個の立場において職務を遂行しておられるわけでありまして、その限りにおいて同様待遇するのが適当であろうという考え方をとつたわけであり

ます。もちろん、このような特別職の給与体系の中で、すべての官職の評価が固定されるというわけではございませぬので、そのときそのときの客観情勢の推移に応じて、それぞれの職務と責任が動いていくということもござい

ます。それから、そういった場合におきましては再評価をするという例も、ほかにもかつての例でもいろいろあるわけ

でございまして、たとえば官房長官等の給与の体系、給与の高さも、特別職の給与体系の中では、二十七、八年こ

ろから比べると、現在の体系ではやや高いところへきておるとか、いろいろな点はございしますが、いずれにいたしましても、考え方としては、一応それ

ぞれの職務と責任をできるだけ客観的に評価して、バランスをとつていきたいというところでございまして。

○田口(誠)委員 職務態様の内容から歳費をきめるといふことは非常にむずかしいと思ひますが、これはやはり他

の国との比較も考えてみなくてはならないと思うのですが、こういう点についてはどの程度把握されておるか、それを参考にしておられるのか。

○平井(通)政府委員 他の国の事例と申しまして、わが国の場合、参考にすべき事例は、たとえば英米であると

か、あるいは仏独であるというように考えるわけでありまして、一応いまのような形は、アメリカの場合でござい

ます。人事委員会の委員長ということになるわけではございませぬけれども、これらの占めする地位と、日本における人事院総裁の占めする地位その他につ

いては、必ずしもこまかいところまで一致しているわけでもございませぬし、またイギリス等の場合において

は、公務員裁判所というような制度になつておりました。若干違つておる点

もございまして、直ちに日本の場合に持つてきて比較検討できるものは必ずしもございませぬ。ただ、たとえば裁判官等についても現在のところ議論さ

れておりますが、臨時司法制度調査会等の論議を通じて、各国の事例等もいろいろまちなやうでござい

ます。したがって、そういった面からも、各国を通ずる一般原則という

ものを見出してこれを適用していくといふのは、非常にむずかしいのではな

いか。むしろ、やはりわが国の事情といふものを十分考えて、その実態的な

バランスをはかつていきたいという基本的な考え方を持っております。

○田口(誠)委員 これは非常にむずかしいと思ひますが、先日審議したばかりですから、考えておいていただかな

くてはならないと思うのです。総務長官の場合を例にとりますと、十六万である。そのときには国会議員は十三万五千。そういう開きがあつたのに、今

度国会議員が十八万になつて、総務長

官が二万四下回つておる。それで、こ

れを国会議員より上げようと思へば、

国務大臣と同じにするか、それより上

げなければならぬといふことなんです

。そうすると、国務大臣、人事院総

裁、会計検査院長、公正取引委員会

の委員長、この上げ方が足りないとい

ふことになる。そういう頭打ちの

法案が出ておるが、これは全体的

な面を考へて出されたのかどうか。全

くそのときばつたりの考え方での改

正案を出されたといふことになりま

す。私、そういう点から考へてみま

す。私は、そういう点から考へてみま

す。私は、そういう点から考へてみま

す。私は、そういう点から考へてみま

す。私は、そういう点から考へてみま

○**瀧本政府委員**　ただいま田口委員からの御質問でございますが、あるいは私の受け取り方に多少錯誤があるのかもと思ひますけれども、ただいまの御質問は、**国家公務員の場合と地方公務員の場合が混同された形で御質問に**なつたのではなからうかというふうにと考えるわけです。人事院といった場合には、一般職の**国家公務員の給与に**関

に引き上げられたわけでございます。しかし、現場のほうへ行きますと、従来日直と宿直と分けてやっておりまして、たところが、この四百二十円に引き上げられたということから、これはやはり一本にすべきであるというような考え方の上に立つて、そうして日直、宿直を分けていたものを、同一人で日直、宿直をやらせるというような新しい条例をつくって実施をしようとしておるわけなんです。したがって、現場のほうでは若干の誤解があると思うのですが、ただしておきたいと思いますが、人事院の勧告によるところの四百二十円に引き上げられたということは、従

来の宿直、日直料というものがあまりにも低過ぎるということが指摘されておったということも考え合わせて、そしてまた、一つの調査資料にも基づいて待遇を改善されたということであって、それ以外に内容を仕訳せよとか、あるいはするなというようなこの資
図は別段お持ちにならずに、待遇改善という考え方の上に立ってこの勧告を出されたのかどうか、この点をひとつ明確にしておきたいと思えます。これは現場の方でいろいろとこれを悪用したり、動揺しておりまするので、人事院の勧告されたときの思想をそのままひとつ御答弁いただきたいと思ひ

慮に入れておきめになることである
したがいまして、そのことが、地方公
務員の場合に国家公務員と同じことを
やっていないからいけないということ
を人事院は言う権限はないのでありま
す。地方と国とが同じでなくてはな
らないというふうには、地方公務員法第
二十四条の規定にはございません。考
慮して定めるということで、やはり判
断の余地が残されておるわけでありま
す。したがいまして、地方でおやりに
なっておりますことが多少国と違つて
おる場合があつたとしても、それはそ
れぞれお考えがあつておやりのこと
でございましょうから、それは人事院と

しては何も言うことができない。したがって、私もがたがたいままから申し上げることは、国家公務員について人事院が考えておることを申し上げるわけでございます。

この宿日直という制度が設けられた趣旨は、これは本来の職員の職務というものは、従前そういう制度を便法的に超過勤務手当というように形でも処理しておったのでございませうけれども、そういうやり方は不適当であるというところで、この数年前に宿日直手当が新設された次第でございます。

その当時、宿日直手当というものは、宿日直勤務に対して支払われるわけでございますが、この宿日直勤務というものは、これはやはり庁舎の保守とかあるいは外部との連絡、しかも、それは勤務時間外であるというように、ときには行なわれる、そんな業務であります。したがって、この職務の密度と申しますか、そういうものは、職員が現に從事いたします職務に比べますと、よほど希薄である。したがって、これを時間でもかく押えていくというようなことは必ずしも適当でない。従前わが国において行なわれておりました宿日直勤務に対しては、取り扱い一般というものが、あまり時間にとだわらずに、一回の勤務が幾らである。普通退庁時から翌朝の始業時まで、これが宿直である。休日あるいは日曜日等に昼間服しますのが当直である。こういうことに一般的慣例がなっておったのでございます。また、土曜日のようにお昼に退庁時がございませう場合にはございませう、なお

かつ、これはその退庁時から多少時間は長くなるのでありますけれども、翌朝すなわち日曜日の始業相当時まで、これが一回の宿直勤務である、このような慣行が行なわれておったのでございます。そういうことを踏まえまして、法律上の条文、あるいは規則、あるいは細則というものができておるのでございます。ただ、この宿日直の場合におきましても、万やむを得ざる場合、やはり土曜日を二回に分けざるを得ないというやうな事象も全然無とは申すことができません。したがって、そのような場合には、土曜日の宿直勤務を二回に分けまして、いわゆる半日直と宿直にすることができるといふ余地は残りました。しかしながら、通常の場合におきましては、土曜日の場合、お昼の終業時から翌朝の始業相当時までを一人の人が勤務する場合に一回と考えるんだ、そういうことで、従前、この宿日直手当というものは、一回の勤務が三百六十円、こういうきめ方をしておったのでございます。しかし、ただいま御指摘のやうに、やはりこの制度ができてから数年たつておりますので、その間の状況の変化ということもあるのではなからうか、場合によつては、こういうものが、当時きめております現行の給与額と民間の一般情勢が違つておるのではなからうかというやうなこともございまして、昨年の民間給与調査におきまして、民間の実情を調べてみたのでございまして、その結果は、やはり土曜日の宿直勤務というものは、通常の日の宿直勤務に比べまして、手当額が高くなつておるといふ状況が明らかになりましたので、この土曜日の宿直勤務、すなわち終業時から翌朝の始業相当時までの間の宿直勤務に対しては金額を増額する、こういう措置をとつたのでございます。そのほかの点につきましても、従前われわれがきめております金額と大差がないということが、調査の結果判明いたしましたので、その点は変えなかつたのでございますけれども、土曜日の宿直勤務に限つて、民間の方は相当上がつておるといふ状況がございまして、これは上げたのでございませう。そういう勧告をして、これは国会で御承認願つて、現在給与法で規定されておるところでございます。そういう状況でございますので、これはやはり改善である、こう申し上げて当然であらうというやうにわれわれは考えております。

ただ、国家公務員の場合におきまして、万やむを得ざる場合に二人の人に分けて土曜日の宿直勤務をさすことができる、いわゆる半日直と通常の意味の宿直とをさすことができるという規定が残つてあつたのでございませうが、その運営が多少広がつておるきらいがある。これはやはりはっきりする必要があるというところで、今回の給与改正につきましても、その点ははっきりいたしたということに御承認を願つたわけでございます。したがって、国家公務員に關します限りにおきましては、この問題は、従前やっておりますことを明確にし、従前におきましても、すでに人事院の行政事例等におきまして、この制度というものが、土曜日の場合に、万やむを得ざる場合といたふに任命権者が認めます場合を除きましては、これを二人に分けて勤務さすということはできない。同一人

が勤務した場合におきまして、名目的に二回としても、給与上は一回であるという解釈がはつきりしておつたのであります。それをはつきりしたということでございます。しかし、地方公務員の場合は、必ずしも国と同様の取りきめを従来されていなかった向きもあるものでございまして、それはやはりそれぞれお考えがあつてされておつたことであらうと思ひます。われわれは権限もございませう、一般の情勢をできるだけ注意はしておりますけれども、十分その点を存じておるといふわけではございません。したがって、地方庁で、国家公務員以外のこととて、どういふ状況で行なわれておるかという点につきましても、十分承知もいたしております。その辺のことをお答え申し上げます。その辺の状況にありまうので、御容赦願ひたいと思ひます。

○田口(誠)委員 いまの回答でわかりました。もちろん、国家公務員に対する人事院の勧告等から、その範囲を越して聞こうという考え方は毛頭持つておりませんし、それから宿日直料を四百二十円に上げたということは、待遇改善という考え方が含まれておること、明確になりましたので、その点はわかりました。

そこで、国家公務員の給与が決定されるときは、地方公務員法なり、教職員の場合には教育公務員の特例法で、結局国家公務員に準じて待遇を改善していくという内容のものが、文句のうたい方はいろいろ違つておりますけれども、そういう趣旨のことが書いてありますので、したがって、国会で審議する場合でも、毎年やつておるこ

とは、地方公務員の場合には、国家公務員の今度の改善に対してやはりそれに準じてやるのか、やらぬのか、やらせるのかどうかという点を国のほうへ質問をいたしますれば、それに準じてやるのだというお答えがあるわけなんです。それに準じてやるということとは、完全にそのまま実施するということは、若手進捗してはおりますけれども、いづれにいたしましても、準じてやるということが答弁になされておりますので、そういう感覚で地方ではいろいろ給与改定の条例改正は行なつておるわけです。

〔内閣委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、いま私が地方で問題になつておるからというので、特にこの点を確認をいたしましたことは、教職員の関係でございませうが、教職員の関係になりますと、約半数の先生がおいでになるところが多いわけなんです。そういうところから、土曜日の場合には、女の先生が日宿をやつて、そうして夜は女子は宿直とか深夜業というものが禁止されておりますから、これは人事院規則なりあるいは基準法によつてそういう点が明確になつておりますから、女の先生に宿直をさせるというやうなことはございませうけれども、やはり男と女の分布状態が相半ばをしておるといふやうなことから、土曜日の場合には女の先生に日宿をしてもらひ、そして夜は男の先生に宿直をしてもらひ、こういうことが従来なされてきておるわけなんです。ところが、今度の改正によつて、先ほど答弁がありましたやうに、土曜日の場合の日直と宿直との関係が何だか一本にさ

れたような感じに受け取れるものだから、現場のほうでは、それを一本にして予算も浮かしていくというような考え方をとろうとしておるわけなんです。これは当面岐阜県とか岩手県というところが手をつけておられますが、そういうことから、私は、あくまでも、日直なり宿直の金額にいたしまして、待遇改善という考え方の上に立つてとられた処置である以上、内容において改善されるというようなことは、国家公務員の場合でも、地方公務員の場合でも、教職員の場合でも、あつてはならないと思うので、そういう点からただいま確認をいたしたようなわけでございします。教育公務員特例法の第二十五条の五、一項、「公立学校の教育公務員の給与の種額及びその額は、当分の間、国立学校の教育公務員の給与の種額及びその額を基準として定める」という特例に基づいて、国家公務員の待遇に準じてやるんだという点が、学校の先生の場合とられております。それから地方公務員の場合には、地方公務員法によって、うたい文句は違いますが、同じような処置がなされております。したがって、そういうことから考えますと、いま四百二十円に上げられた動機をとらまえて、従来土曜日の場合には、昼は女の先生に日直をしてもいい、夜は男の先生が宿直をするというのを、同一人で原則としてやらせるんだというやり方は、それぞれの地方自治体の事情もあらうけれども、やはり既得権を侵害したような形で、金額の面におきましても下回るわけではございませんから、待遇改善ということにはなっておらないと思うのですが、こういう点について文

部省は把握されておるかおらないか、まずこの点から承っておきたいと思ひます。

○岩間説明員 ただいま先生がおっしゃいましたように、公立学校の教員の給与については、教育公務員特例法第二十五条の五によりまして、国立学校の教員の給与を基準として条例で定めるわけでございしますが、これは従来からそうなっておりますので、ございします。そこで、宿直の勤務につきましましては、ただいま給与局長からお話ございましたように、土曜日の宿直につきましましては、従来から、それからただいまも、原則として一人でやるというたてまえは変わっていないわけでありま

す。ただ、その給与の額が従来は三百六十円というところで、一般の民間給与との関係から見まして低かったというわけでございします。宿直の取り扱いは、従来と私ども全く変わっていないというふうに考えておるわけでございします。先ほど御指摘のことが岩手県とかで問題になっていまして、この話は承っております。ただ、この場合も、やはり国家公務員のような考え方そのものは、国立学校の教員の給与を基準として定めるという趣旨から申しまして、変えるわけにまいらないのじゃないかというのを考えます。しかしながら、先生も御指摘になりますように、教員の構成と申しますか、男女の比率につきましては、若干特殊性がございします。そういう点から考えまして、実際に支障がないように運用でございしますが、それ以外に考え方を

変えるというふうなところまではまいておらないのじやないかと考えております。

○田口(誠)委員 教職員の給与の問題については、国の二分の一の補助という面もございします。考え方によつては、現場のほうではなるべく金の要らぬような方法をとつてほしいという気持は、その衝に当たつておられる方としては動いておると思うけれども、今度岩手なり岐阜で従来の慣行を破つてやろうとする、このことについては、あえて文部省のほうから通達で、この国家公務員の宿直料を四百二十円に引き上げられたときを動機に切りかえよというふうな行政指導というものは、これはなされておらないと私は思うが、その点も御聞きをしておきたいと思うのです。

○岩間説明員 特にそういう点は指導はいたしておりません。

○田口(誠)委員 実際問題としてどうですか。ばく、学校の場合には、先生が宿直をするというところはむしろどうかと考えておるわけです。というのとは、広島でございしたか、何か夜ピストルをもつて相当おどしをかけたりましたね。こういうこともございします。そして先生の場合には、一日頭を使われて、心身ともに疲れておられて、そのほかに日直をやり、あるいは宿直をやつて、火災の関係、盗難の関係その他の関係も責任を持ってやり、そして万が一不幸にして火災なんかの起きたような場合には、その先生が責任のやり玉に上げられるというやうなことがあるわけなんです。これは国家公務員でも、衛視の見えるところは衛視の方がかつて宿直をされる

わけなんです。それから、やはり学校の場合にもそういう方法をとることが、完全にその職務を履行してもらうには一番いいのではないかと、こういうふうに考へるわけなんです。こういう点について何かこれに似たようなお考えをされたことはございせんですか。

○岩間説明員 確かに先生の御指摘のやうな点もございしますが、ただいま給与局長からお話し申し上げましたように、宿直の勤務と申しますのは、一つには、ただいま御指摘にありましたやうな、火災とか盗難とかに対する保守という面がございします。もう一つは、給与局長から申し上げましたやうに、外部との連絡ということがあるわけでございします。御承知のように、学校はたくさんの子供を預かつておるわけでございまして、また、先生は社会的にも非常に信用のある方でございますので、万一子供にいろいろ事故がございました場合には、父兄としては、これは何よりも心強いことであります。また、子供のことでございしますので、急ないろいろな問題が起りました場合に、単に警備員がおるといふことで、教育的にも非常に重要なことではないかというふうに考えております。そういう意味で、たいへん御苦労ではございしますけれども、先生に現在のところは宿直あるいは日直の勤務をしていただくというのをお願いしているやうなわけでございします。

し、それよりも、むしろ先生にやつてもらふことがよけいいいのだ、こういうことなんです。

○岩間説明員 もとより、建物の保守あるいは中身の保守ということは非常に大事なことでございします。また、そういう点から考えまして、警備員を置いておるというやうな県がないことではありませんが、しかしながら、私ども常々宿直あるいは日直についていろいろ考へてみますけれども、先生にやつていただいたほうがよろしいという考え方は変わりないわけではございします。

○田口(誠)委員 これは、人事院は人事院として将来考へていただくことでございします。それから現場の多くの教職員の待遇なり、また子供の教育に携わつておる文部省は、文部省として考へていただく必要があると思ひますが、この宿直料とか日直料、これは人事院としては、五十人以上の事業場とだけ、五百人以上の事業場とだけ、というぐあいに調査をされて、そうして大体この辺でいだらうという数字をはじき出しておられるわけであつておられます。ところが、実際にいまの事業場へ行きますと、五十人、百人という事業場が、やはりこの調査された数の中には大半を示しておるわけなんです。ところが、実態を見ますと、これは給与そのものも低い、やはりこういう諸手当というものは非常に少ないわけなんです。大金業と比較しますと、非常に少ないわけなんです。たとえて言うなら、私はそうあまり多くを調べてはおりませんが、私の籍を置いておる日本通運の場合には、

日直は八百円、宿直は六百円、こういうことなんですね。両方やる場合には両方もらえます。千四百円もらえます。ところが、今度岐阜県の教育委員会の考えておるのは、昼から夜を通して四百三十円という考え方です。従来は昼と夜とを分けて、三百円と三百八十円、それから五時間に満たないものは百五十円というように出しておるのを、今度は一本で出すから、予算の面では相当浮くという内容のものを考えておるわけでありまして。そうしますと、人事院が昨年せっかく引き上げの勧告をしていただいて、この点については私も非常に喜んでおりますけれども、調査の対象がやはり五十人以上という調査から、五十人、百人という事業場が非常に多い。その事業場の実態を見ると、賃金の面についても、それからこういう日直料、宿直料というような面についても、ほんとつかみ金を出すというような考え方を抱いておられるのであって、非常に少ないわけなんです。したがって、四百二十円ということになりました。日直から宿直をいまして、外食を三回やらなくてはならないわけですね。それで、東京なんかの場合には、官庁へおつとめの人たちは、これはお弁当を持ってこれる方はまずまずでございます。外食をされておりますし、また、外食の設備もそういう人たちは安くてつてもらえるような設備もあるわけでございますけれども、現場のほうへ行きまうと現場といつても、こういう都市でない、全く地方のほうへ行きますと、そういう設備がございませんので、外食をいたしますと、日直と宿直をしますと、どうしても三回は外食しな

くちやいかぬ。こういうことになりましたと、四百二十円なり三十円いたいたしても、これは外食料に行つてしまつていうことなんですね。こういうことから考えますと、私は、昨年勧告をしていただいた四百二十円というものは、これは一つの調査に基づいての裏づけのあるものであるから、まずこの点については、根拠のないものではない。是非難はしませんけれども、実態から見ますと、非常に少ないものでございまして、今後の問題として人事院も考えていただかなくてはなりません。特に学校の先生の場合には、他の職場の人と違ひまして、そんなに遠いところへ安いところを探して食事に行くと、あるそういう外食のできるところから食事を取つて外食をされるわけなんです。実際にいましては、四百二十円、三十円というものは三食ではほとんど一ぱい一ぱいになって、日直なり宿直をやつた労働の報酬としてのものは少しもないということになりますので、こういう点についてはやはり今後よほど考えていただかなくてはならないと思ふのです。それで、こういう点について、先生方のほうから文部省のほうへは、何か文句というか、お願いというか、先生方からの意思表示というものは来ておりませんでしょうか。

○岩間説明員 従来国家公務員の場合の宿直料は、宿日直は三百六十円というのをきめておりましたが、実際には教員の場合はそれよりも低いというやうな事態でございました。たとえば、岐阜県のお話が出ましたので申し上げますと、三十七年度におきましては、岐阜県では宿直が二百八十円、それから半日直が百五十円というふうなことでございまして、従来は三百六十円までいかない県が非常に多かつたわけでございます。そこで、その引き上げにつきまして私どもも努力いたしまして、ようやく三十八年度からはほとんどの県が三百六十円というところまで持ち上げてきたわけでございます。今後この改正につきましては、先生の御趣旨もございまして、さらにそういう方向で検討し、それから関係各省にお願ひもしたいと考えております。

○田口(誠)委員 文部省のほうでそうした面について努力をしていただいており、また今後努力していただくというところでございまして、その点については大きく期待をいたしますが、既得権の侵害ですね。表現はいろいろございまして、既得権の侵害、これはやはりさせないよう文部省のほうで十分に指導助言をしていただかなくてはならないと思ふます。それで、当面、私は岐阜県のことを申し上げりますが、従来土曜日の場合には、女の先生に日直をしてもらひ、男の先生に宿直をしてもらうというので、二本立てのしかたをしておりまして、ただいまあなたのほうから発表のありましたやうなお金を出しておるわけですね。ところが、今度一本になりますと、四百三十円という線を出してありますので、結局地方自治体としてはもうかるわけなんです。そういうやうなことから、人事院の勧告があつたときを動機にこういう改悪の方向に持つていっておられます文部省としては、おそれなくこの改悪の方向に持つていくことに對しては、これは適当な助言指導をしていただけたらと思ひますが、そのやうにお願いをいたしたいと思ふのですが、どんなものでございませうか。

○岩間説明員 具体的な問題を申し上げまして、たいへん恐縮でございますが、岐阜県の場合には、確かに土曜日の宿直につきましては、これは国家公務員の場合に四百二十円の線が出ましたので、その線に合せております。しかしながら、従来低かつた日直あるいは宿直手当てにつきましては、かなり大幅な引き上げを行なつております。いわば、従来国家公務員の場合に比較しましても低かつたものを、この際、国家公務員と同じように引き上げたというふうな形に全般的にはなつておりますので、既得権の侵害というふうなことは起こらないのじゃないかという気がするわけでありまして。私も全般的な観点から、なるべく国家公務員の例に準じまして制度としてはそろえていただく、しかし、金額につきましては、国家公務員の場合と同じように引き上げを行なつていただくというふうなわけをつけながら、全体に引き上げていくという方向で指導してまいりたいと考えております。

○田口(誠)委員 特別の仕事のある場合は別といたしまして、国家公務員のおつとめになつておる職場は、土曜日の場合にはどうかといへば、無理もないと思ひますけれども、十二時を回つて、そしてお帰りになるわけですね。宿直の人は、全く外部からの電話の連絡とか、それから盗難の何とか、こういうやうないろいろな仕事をしておるわけですね。学校の先生の場合には、土曜日もなかなか子供さんは帰つて

御説明がございましたけれども、教員の場合には、そういう点で實際上これはできないという場合には、その救済措置は幅を広くしてもよろしいのじゃないかというように、実態に即するよう指導していくということが一点だろうと思います。

それからもう一つは、ただいま先生が非常に忙しいというふうなお話がございましたが、確かにそういう点はございます。そこで、学級編制と教職員定数の標準に関する法律がございまして、このたびそれを改めまして、従来からの先生の数よりも、五年後には約一割以上も先生の数を増していきたいということ、法案を国会に提出いたしました。それから御審議を願うことになりまして、教員の問題も、それに関係するところが大きいと思いますので、そういう点の充実につきましても、御指摘のとおり、今後さらに努力を続けていきたい、かように考えます。

○田口(誠)委員 学級編制の問題は、現在が少し詰めたんだから、当然これはやらなければならなかったけれども、そのやらなかったのを、今度生徒が減少していくことからお考えになったことであって、これは当然やらなければならぬことをようやくやれるようになったのだから、その早急な発表のできるような内容のものではないかと思ひます。これは当然のことです。したがって、私は、学校の先生の場合、日直は普通勤務の延長よりも労働強化になる、こういう実態であることを文部省は知っておられるかどうかというところがどうも疑問であつたので、質問いたしましたのですが、この点は認められるのですか。

○岩間説明員 先生は現在四十四時間勤務でございますが、大体半分あるいはそれ以上授業をやるというようにすることもございます。そういう点も考えまして、新しい教育課程の改定に伴いまして、教員数の増加をはかるということもやっておりますけれども、教育にいま非常に熱心な先生が多いのでございますから、あるいは普通の日、あるいは土曜日の午後等におきましても勤務されておる、あるいは研究をされておるといふような実態があることは承知いたします。

○田口(誠)委員 したがって、国家公務員が土曜日の場合に日直と宿直と同一人がやるのだから、学校の先生の場合もそういう形が好ましいということ、これは逆論であつて、好ましい姿というのは、私の県でいいますと、従来のように昼は女の先生に日直をやつてもらつて、夜は男の先生に宿直してもらつて、日直と宿直と同一人がやらないという従来のやり方が、最も好ましい姿であるというように私は思つておるわけなのです。好ましい好ましくないという点になりまして、私の申し上げましたことは肯定されるでしょうか。

○岩間説明員 それは、実情に即しまして同一の方が土曜日の午後から宿直をしていただくということも、実情としましては十分あり得ることだと思ひます。また納得できることだと思ひます。二人でやらなくても済めば、そのほうがよろしいのではないかというように思ひます。

○田口(誠)委員 文部省の方は、現場にいろいろな問題があり、また、勤務態様もそれぞれの県で違つておるから、国公で答弁するときにはいろいろ慎重を期されますけれども、やはり国家公務員と、それから学校の先生の場合には、土曜日の日直、宿直の労働強化とか、あるいは勤務の延長といううなことは、これは完全に相違があるという点でございます。これは先ほどあなたも認められたように、先生は土曜日に日直しておつても、国家公務員の人土曜日に日直されるのと、内容において違つておるといふことはお認めになったのだから、それで少なくとも好ましい方向に持つていくことが、これは文化国家として当然のことである。だから、好ましいというほうへは一步一步と進めていかなくちゃならぬと思ふ。それで、今度の学級編制の問題も、これは一步一步と進んだよい方向に持つていかれることであつて、私は、非常にその点は喜んでおりますが、それと同時に、いまの日直、宿直の問題についても、同じような考え方で好ましい方向にやはり指導され、助言されるようにひとつお願いをいたしたいと思ひます。それから特に現場で先生がごたごたするようなことは、なるべくこれは避けさせるように、文部省としては指導する必要があると思ふのです。それには、いま申しましたように、いままでやつておつた慣行を破つて労働強化になるような方向に持つていくところは、そのようによろしく指導してもらわなければ困ると思ひますが、そういう思想の上に立つて指導するという点については、何らあなたも御異存はございませんでしようか。

○岩間説明員 実態を無視しまして私も指導するわけにまいりませんので、実態を十分考慮できるような指導を行ないたいと思ひます。

○田口(誠)委員 いまの答弁は、私の聞いたことのとちがふんですか。

○岩間説明員 制度としては、一応国家公務員の制度に準じまして、地方公務員の制度、教員の制度というものができております。その範囲内で、たびたび先生から御指摘いただきまして、教員の構成の比率の特殊性というものがあつたわけであります。原則がございまして、やはり実態に即して物事を考えませんといふ支障があることは、先生御指摘のとおりでございます。実際にそういう問題で支障が起らないように十分指導してまいりたいと思ひます。

○田口(誠)委員 私が聞こうとすることについては、わかつたような、わからぬような答弁です。私の聞こうとすることは、国家公務員の場合の職場は、土曜日の日直は、全く外部からの電話連絡と、盗難にからぬように、そういう方面の注意をするということ、こういうようなことが主でございまして、けれども、学校の先生の場合には、普通勤務の延長以上に、また電話の連絡なり盗難予防、火災予防というものが加算されているということなんです。だから、日直の場合には、国家公務員と同じように考えてもらつて、これは困ると思ふ。したがって、そういうことから、岐阜県においては、従来土曜の場合には、昼は女の先生にやつてもらひ、宿直は男の先生にやつてもらひ、というところがとられてきたのだけれども、昨年の人事院勧告の四百二十円に引き上げられたときの一文句によつて、現場のほうでは、あたかも国家公務員と同じように日直と宿直を同一人でやらなければならぬんだといううな錯覚におちいって、あつてそういううな方法をとりつておる。このことは間違つておるのだから、文部省のほうではよろしく指導してもらいたい、これをほつておくことは、先生方が現場でごたごたする原因であるから、なるべく私もそれを避けるような方法をとつていきたいと思ふので、御質問を申し上げておるのであつて、国家公務員と土曜日の場合は相違があるといふことは、これはやはり文部省としてはその点だけは知つておいてもらいたいと思ふのです。その上に立つてどうしたらいいかということを考えてもらわなくてはならぬと思ふのですが、その点はどうですか。

○岩間説明員 一応法律上、国家公務員の場合を基準といたしまして、給与の問題は条例で定めるというふうなたてまえになつておられますので、私もそういうたてまえをくずして、県の条例を制定したり規則を制定したりします場合には、それ以外に出まして指導するということとは、なかなかむずかしいことではないかと考えております。しかしながら、実際の運用上いろいろな問題が起りました場合には、それにつきましては適切な指導を加えていくということは十分あるわけであつて、そういう点を先ほどから申し上げておるつもりでございますが、ことばが不十分で、たいへん失礼いたしました。

○田口(誠)委員 国家公務員の場合でも、地方公務員の場合でも、教職員の現場でも、日直、宿直を同一人でやら

なければならぬというようなことは、どこの法律にも規則にもこれはありません。私の調べた範囲内にはありません。それから職務の内容によってそれぞれきめられることであつて、これを國家公務員が同一人でやるから、地方でも同一人でやらなければならぬという原則に乘らなければならぬということはないのです。何も國家公務員が一人でやらなければならぬという原則はないのです。あつたら、どの法律にあるかということ、これは人事院からでもどこからでもいいけれども、お答えいただければいいと思いますが、その点はないわけですね。したがつて、それは実情に即してやるのだから、無理のいかないうような方法をとるべきである、こう考へてゐるわけですね。それには、やはり学校の先生の場合には、土曜日に日直と宿直は同一人ということ、これは従来やつておるところを改善させるというところまでは必ずしもいかにも知らぬけれども、従来日直と宿直を別々の先生がやつておるところは、やはりその既得権といふか、慣行はいいことだから、守らして行くような指導を文部省としてもしてもらわないと困るのではないかと思ふのですが、どうですか。

○岩間説明員 このたび土曜日の宿直につきまして、四百二十円という数字が出ましたことは、これは同一人がやるというふうなことをたてまえにいたしました。先ほど給与局長からお話があったとおりでございまして、私も府県に對しまして、同一人でやつたほうがいい、あるいは二人でやつたほう

うがいいというような指導は別にいたしておらないことも、先ほど申し上げたとおりでございまして、實際上支障が起きます場合には、これはその特殊性に基づきまして適宜な方法がとられるというところは當然でありまして、その点實際的な運用に際しまして、うまくいくように私どものほうから指導するという点につきましては、先ほど来申し上げたとおりであります。

○田口(誠)委員 四百二十円というのは、これは日直と宿直を同一人でやつておる現在の國家公務員の場合に照らして、人事院といふのは金額の引き上げの勧告をしたわけでありまして、いままで土曜日の場合に日直と宿直を別人でやつておるものは、同一人でやらなければならぬのだという拘束は、人事院の勧告にはない、この点ははっきりしておりますね。まあ、そういうことですから、何だかいま答弁を聞いておりますと、先ほど人事院のほうからも説明がありましたが、日直、宿直に對して四百二十円云々という中には、何か四百二十円出ずんだから、別の人でやつておるのは同一人でやらせるような一つの拘束力があるようにあなたが言われたように私は受け取つたのですけれども、そういうことはありませんね。それでよろしいのですか。

○岩間説明員 たゞたび人事院の給与局長のことは引用いたしました失礼であります。岐阜県の人事委員会の運営方針でございまして、そこにもやはり先ほど給与局長から申されましたのと大体同じ趣旨の規定がございまして、人事委員会のほうでは、やはり土曜日の宿直は一人でやるのが原則だと

いうふうなことがわかれる文章になつております。ただし、特別の場合にはこれを二人に分けてやるというふうな方針であらうと思ひます。そういうふうな県のほうの方針がきまつておりますので、人事院の給与局長のお言葉ではなくて、そちらのほうを引用すべきであつたかもしませんが、その点はおわびを申し上げます。

○田口(誠)委員 原議会の条例は改正しましたが、これを私は見ましたけれども、これは人事院の勧告に基づいての改正であつて、私はあの改正は妥当なものだと思ひます。ところが、今度は教育委員会のほうへきまると、その内容を考へ違ひをしておるのか、それとも、少ない金だけども、ちびつて予算を少なく上げようとしておるのか、一人の先生でやらせるという原則を打ち立てておる。打ち立てておるその前ことばとしては、國家公務員の待遇に準ずるのだというたい方をしておる。國家公務員の待遇に準ずるのだということなら、國家公務員の場合には、日直のときは三百六十円になつておりますけれども、岐阜県の場合には三百三十円、それから五時間満たない人は、國家公務員の場合には百八十円ということになつておるけれども、岐阜県の場合には百六十五円ということになつて、何にも待遇は準じておらないわけですね。ただ、二人でやつておつたのを、安く上げさせるために一人ですらやるのだ、こういういわばむちやくちやなものであります。準じてやるのだとか、公務員にならつてやるといふだけども、金の面ではならつてやらない。だから、國家公務員の場合と先生の土曜日の日直の仕事の内

容は違つておりますということなんです。どうかといへば、普通勤務の延長よりなおお神経を使わなくてはならない内容になつておるのだ。したがつて、こういう内容だから、私は、文部省の指導方針としては、最も好ましい方向へ指導してもらいたいし、人事院がせつかく待遇改善という考へ方で四百二十円に引き上げたのを、これを悪用してか、また利用してか、待遇を改善するやうなことをしておるのに対しては、適切な指導をしてもらいたい、この点をお願いをしておきます。そうでないと、いつまでたつても同じようなやりとりになりますから、思想的にはわかつたと思ひますので、ひとつよろしく指導していただきたいと思ひます。

それから、大学の總長の給与の関係ですが、十六万円と十八万円、こういうやうな差をつけてあるのですが、十六万円といふのは、大学の總長の給与は、前には公正取引委員会の委員長と同じくらいの金額であつたと思ふ。ところが、今度の改正では、公取の委員長が十八万円になつたわけでございますから、こういうやうな同じ金額を払われた職務の人が上昇したやうな場合には、やはり大学總長の場合でも増額されるのかどうかということ、それからもう一つは、特別職と違ひまして、公務員の場合に特別にこういうやうな法案を出されて待遇の改善を決定されることは、おかしいじゃないかと思ふので、私はそういう点をあわせてひとつ伺つておきたいと思ひます。

○安達説明員 このたび七つの大学の總長を認証官とし、その給与の改善を行なうという法案を今国会に御提案申し上げておるわけでございます。その

身分といたしましては、この七つの大学の總長も、他の大学の學長と同様に一般職でございます。ただし、この職務の責任の複雑困難ということに着目いたしまして、この七つの大学の總長を認証官とするということになりますと、認証官の給与体系は、従来から特別職の給与体系になつておる者に準ずるものになつておる。つまり、俸給と期末手当、こういう構成でございまして、したがつて、これに準じまして、いま申し上げましたやうな方法で、この十八万円と十六万円という給与の考へ方を出しております。なお、一般職で認証官である者でございまして、檢察官のうちで、檢察總長、次長、檢察官、高檢の檢察官が認証官で、俸給が特別職の給与体系になつておりますが、その例にならつたわけでございます。

○田口(誠)委員 一般職の場合に、そういう人事院の勧告以外に、国会の承認を得るといへども、あなたのほうから法案を出されること自体がおかしいと思ふが、その点はどうなんですか。

○安達説明員 その点につきましては、内閣の官房長官から人事院總裁にお伺いをいたしました。人事院のほうから、これについてはやむを得ない、こういう御回答を受けておるわけでありまして、それによりまして、政府としてこういう決定がなされたわけでございます。

○田口(誠)委員 やむを得ないという理由はどういう理由でありますか。

○瀧本政府委員 人事院といたしましては、従来これは一般職でございまして、もちろん、一般職の給与表の範囲内でこの問題は考へておるわけであ

ります。ただ、御承知のように、一般職の一番高い部分は、事実上特別職とのバランスというものを考えざるを得ないような職であります。また、人事院が勧告をいたします際に、民間で調査をいたします対象の職というのは、大体二等級相当の民間の職種というものが、これを調べるわけでございます。したがって、一等級のところは、むしろ特別職との関連において従来人事院の案を決定しておるような状況になつておるのであります。しかし、それは申しまして、昨年は、人事院は八月に勧告をいたしまして、一等級六号俸あるいは八号俸、これは今回文部省がお考えになつて、法案として出ております。認定官問題のところでありまして、いわゆる七大学の学長の給与は、現在教育職の一等級六号俸、八号俸という金額でございまして、昨年の勧告におきまして、当然人事院は、この二等級以下の改善にあわせて、一等級のたゞいま申しましたような号俸の金額を改善する勧告をしておるのであります。したがって、人事院としては、少なくともこの人事院が勧告いたしましたのが正しい、こういうことを言わざるを得ないような立場に昨年はあつたということがございます。ただ先ほどからいろいろお話が出ておりますように、非常に上位の官職になつてまいりますと、政府あるいは国会、そういうところで、最高の立場にある方々が御判断になつて、そうしておきめ願うような官職でございまして、現にその大学の学長の給与というものが一般職の範囲——もちろんこれは範囲であります、人事院が勧告いたしましたこの俸給表の金額そのものが絶対に正しい、これ以外にはないという

対に正しい、これ以外にはないというようなものでもないわけでございます。したがって、これを国会で最終的に御判断になる場合に、この金額を上げていかるべきだという御判断があれば、これはやはりこういう特殊な官職につきましても、金額を上げることに付いて積極的な反対をする理由は人事院としては乏しいという意味において、この官房長官のお問い合わせに對して、人事院は意見を述べておる次第でございます。

○田口(誠)委員 人事院の考えを昨年勧告を出した、その思想は曲げられぬので、申し出のあつたとおり承認したということなんでしょうか。私、ちょっとそこを忘れておるんですが、いま頭に浮かびませんが、どういふ内容でございましたか。

○瀧本政府委員 人事院は、人事院の給与勧告におきまして、俸給表の各金額を勧告いたすわけでございまして、これは民間とのつり合いがどうなつておるかというようなことを勘案してやるわけでございまして、しかし、民間と比較いたします場合には、二等級以下、それに相当の民間のポジションを調査いたしました、この金額を人事院で判断するということになつております。一等級の辺になつてまいりますと、これは行政職の範囲内の官職でございまして、いろいろな評価におきまして、現在の特別職と非常に近い官職というふうなことになるを得ない。したがって、給与の決定にあたりまして、これは、特別職の給与表で規定してありますところと、絶えずその均衡関係を考えていかなければならぬものであるというふうな状況になつておるのでございます。したが

ら、一等級の六号俸なりあるいは八号俸なりの金額は、人事院としては勧告いたしております。しかし、こういう特殊な官職につきまして、政府あるいは国会におきまして、この最高の權威でありますところにおきまして、こういう特殊な官職はこういうふうな考えを、それをも人事院がいかないとはいへないじゃないか、それほどさういふところについて絶対的な数字の根拠というものを持つておるのではなくて、ただいま私が申し上げましたような経緯で、人事院はさういふ金額をきめて勧告いたしておるのでございます。それから、それを国会において、これは非常に特殊な官職である、特に教育の振興という観点から、上げる必要があるんだというように御判断になるならば、そういう点につきまして人事院がして積極的に異議を差しささるべき筋合いのものでもなからうという意味におきまして、御回答を申し上げておる次第でございます。

○田口(誠)委員 全員の特殊な官職というふうなぐあいに判断されたので、さういふことではないのでございまして、政府なり国会なり、そういうところにおいて御判断になる場合のことを人事院が考えたわけでございます。

○田口(誠)委員 そうしますと、人事院のほうへ意向を聞いてやつたと言われまふけれども、人事院のほうは何も根拠はありやしない、それではあなた

一般職の職員ということをどう判断されるのですか。

○安達説明員 国立大学は全部で七十二ございまして、そのうちで、この七つの大学につきましては、人文、社会、自然の各科学の分野にあたる学部を全部持つておるわけであります。そしてその学部の上には五年制の博士課程の大学院を持つておるわけでござい

ます。そのほか、付属の研究施設等も非常に規模が大きく、したがって、それらの大学の学長としての職務と責任は、非常に他に比べて重大であるといふことが言ひ得るかと思つてございまして、さういふような面、それからまた、この教育の推進、人づくり政策の促進、さういふような見地からいたしまして、教育界の最トップであられるところのこれらの七人の学長に對し、認定官として國家的、社会的評價を高めるといふこともたいへん必要なことである、こういうふうな判断からいたしまして、認定官となす、その給与を十八万、十六万円とい

います。こういう案を出した次第でございます。

○田口(誠)委員 課程が違つたり、それから部が多かつたりすれば、これは、これからでもその他残されておる国立大学が部をふやしたり、博士号を授与するところの課程をつくつたり、大学院をつくつたり、さうすれば、やはり同じ取り扱いにするという思想なんですか。

ども、しかしながら、さういふものが将来においてでさ上るならば、それはまた当然法律改正をして御承認を受けて、さういふふうにするべき筋合いのものだと考えております。

○田口(誠)委員 それで、あなたのほうの方針としては、いま生徒は、とにかく学校の門は狭いわけですね。志望するだけ収容できないというわけですね。したがって、部もふやさなければならぬ、設備もふやさなければならぬ、当然大学院というふうなものもふやせるならふやす必要があると思ふのだが、さういふような申請がそれぞ

れなされたような場合には、やはり文部省としてはその好ましい方向を受けて立たれる用意があるかどうか。

○安達説明員 学部の増設という問題と博士課程の大学院の設置という問題とは、やう状況が違つてございまして、博士課程というのは、さういふならば科学の高度の技術者、高度の学問研究人を育成するところでございます。い、むしろ、内容を充実してりつぱな高度の研究を維持することのほうに重点が置かるべきものと考えるのでござい

ます。しかしながら、これは時代の進歩と社会の進展につれて変化をするわけでございまして、一がいにさういふものが将来要らないといふことではなからうと思ひますけれども、いまそのほかの大学に急な速度でさういふ博士課程の大学院を置くという必要があるとは、さしあたりは考えておらないわけでございます。

○田口(誠)委員 博士課程の大学は現在のところでは現在の程度で十分といふことなんでしょうか。それは博士課程と

は進みますけれども、大学院なんかは私立大学なんかでもたくさんあります。まだまだ、国立大学にこういうものを設けて、そこで勉強をしたい人は幾らでもあるわけですね。だから、そういう要望にこたえて文部省は受けて立つということになると、なお増設しなければならぬと思うわけなんです。その点のところがちよっとわかりませんが……

○安達説明員 現在博士課程の志願者は、定員に対して必ずしも充足いたしていないわけでございます。これはやはり高度のと申しますか、大学で将来教授になろうという人の数というものは、ポスト自体がそうたくさんございせん。したがって、将来大いに勉強したいというような者につきましては、むしろ修士課程と申しますか、そういうような二年の課程というよりも、博士課程で四年間勉強して、それから社会に出ようという人は非常に少のうございまして。したがって、博士課程自体として考えてまいりますと、にわかにこれをふやさなければならぬという要請は、さしあたりはないのではないだろうか、むしろ現在、博士課程の内容を大いに高めて、日本の学問水準を向上させることが急務であろうと考えておるわけでございます。

○田口(誠)委員 そこに若干は意見があるのです。志望者が少ないという理由は、どういふように把握されておるのですか。

○安達説明員 それはいろいろな条件がございまして、民間のこれに対する要望といえますか、それよりももっと早く技術者がほしいという要求

が多かったり、あるいは将来大学教授としてのポストがそう多くはない、だから、そこに入つて四年間勉強してもどうにもならないというようなこともあるでございまして。したがって、これは複合的な原因でございまして、単純にこれであるということをして申し上げることはできません。

○田口(誠)委員 博士になりたい人はよいありますし、その課程に入りたい人はたくさんあるのですよ。あるけれども、せっかくなつても、その手腕を発揮するところの受け入れ態勢がないということなんです。だから定員が満たないということなんです。だから、そういうことからかく解決をしていかなくちゃならないと思う。

だいぶん質問の内容が外へ広がっていきまして、これ以上はやりませんが、たゞいまの旧国立大学の学長だ、待遇の改善で別扱いにし、その中でも、京都と東京の大学だけ給与の面で別扱いにするというようなことは、これは人事院なり総理府と相談して了解を得て提案をしたと言われるけれども、これには理由の納得できないものが私にはあります。これはもう理由は全くありません。あなたの言われるような理由は通るものじゃないのです。それから人事院のほうも、それはいいだろうと言つたそのことは、その内容を十分に把握して、全くごもっともであるからそれはいいでしょうと、いいという返事を聞いたわけなんです。この問題はまた別の委員会十分にやられるので、私はここでこれ以上は突っ込みませんが、少なくとも今度出された給与の引き上げは、公取の委員長の場合と大学の教授の場合と同一であったのが、今度は公取だけ引き上げになつたのだから、それでそういう比較をしてみたいというところになれば、また大学の十六万円というの十八万円にしなくちゃならぬというように勢いなるのじゃないかということも考えたので、その点を確かめたのであつて、そういう点は全然いまだのところは考えておらないというように受け取つておいてよろしいですか。

○安達説明員 ただいまのお話で、一つだけ御説明申し上げたいと思ひますのは、東京大学、京都大学の二学長と他の五つの大学の学長との間に、十八万、十六万と二万円の差を設けたのはなぜかということについてだけ、御説明申し上げたいと思ひます。

現在教育職一等級の俸給につきましては、一般職の給与方法によりまして人事院がきめられることになっておるわけでございますが、その人事院の指定号俸の内規におきまして、現在五つの大学につきましては一等級の六号、東京と京都につきましては八号から初号が始め、こういうことになっておるわけでございます。この二つの大学と五つの大学との差は戦後一貫して認められておるわけでございます。また現実を受けている給与におきましても、平均いたしまして一万二、三万円ほどの差がございまして、したがって、この分けましたのは、その従来の均衡ということを考慮したものでございまして。

ついでには私も非常に疑義があるわけでございますので、この点はほかの委員会でもやると思ひますし、人事院も、こういう点は、もう少し私どもが納得のいくような、理屈のついた指導なり助言をやはりされるべきが要当であらうと思ひます。そういう点で少しく苦言を申し上げて、私の質問を終わります。

○永山委員長 受田新吉君。

○受田委員 一時から重要な会議があるという事でありますので、もう四、五分しかありませんが、答弁を除いて私の質問時間だけ十分ということで、簡潔にやります。

私、きょう特別職の給与法を御通しになるということであるから、御質問しておかなければならぬのですが、原田政務次官がおいでになるので、あなたから大臣にかわる御答弁をお願いすることにして、まず、今度の改正の一番大きな問題点である、公正取引委員会の委員長さんに十八万円の給与を差し上げることにされた、この十八万円というの、何を根拠にこうされたかを御答弁願ひたい。法律に直接つながる御質問でございます。

○平井(通)政府委員 ちょっとと経緯がございまして、私からお答え申し上げます。

先ほど田口委員からも同じ趣旨の御質問がございましたが、公正取引委員会の委員長は職務と責任が、前々から非常に大きなものであると、いうことは、いわれておつたわけでございますが、ことに最近におきまして、貿易の自由化あるいは為替の自由化という問題も加へてまいつたわけでございます。

かたがた、最近におきまして公正取引委員会委員長の更迭を見るところから、な機会にあらまされて、これにふさわしい人を得るという観点からも、給与の引き上げが必要であるという御議論もございまして、今回の給与の引き上げを行なつたわけでございますが、その中におきまして、十八万円というの、何かということでは、いまの御質問があつたわけでございますが、一応、私どもの考え方としては、公正取引委員会委員長の職務と責任の重要な度合いというものは、少なくとも会計検査院長なりあるいは人事院総裁等と比べてもさほど遜色はないので、これを十八万円といたしたわけでございます。

○受田委員 國務大臣、会計検査院長、人事院総裁は十九万円ですね。さほど相違がないということになれば、同じにされてはいいがですか。

○平井(通)政府委員 確かに十九万円にするという考え方も一つございまして、ただ、現在の段階におきまして、直ちにこれを國務大臣と合わせるということになりまして、その他の特別職給与体系において、バランス上非常にいろいろな議論が出てまいらうかと思ひます。したがって、さしあたりはこれを十八万円にする。もちろん、このように十八万円にいたしました場合に、全般的な特別職給与体系のいろいろな問題が起つておることには事実でございまして、そういう点については、今後も慎重に検討を進めてまいりたいと思ひます。

○受田委員 人事課長さん、総長の二

人だけを十八万円にされた。十八万円というのは、何を根拠にされたのでしょうか。

○安達説明員 ただいま大蔵省の給与課長からお話ございましたように、二つの東京、京都大学の総長につきましては、これを國務大臣、人事院総裁、検事総長というものに準すべきものと考えたわけでございます。しかしながら、いまお話をあつたような点も考慮いたしまして、十八万円ということをお願いいたしましたわけでございます。

○受田委員 そういうことで、いいかげんな給与を、新しい金額をこへばかつと出したのです。十八万円というのはいままでないのですから、全然ないものを特別職の俸給の中にばかつと出してきているのです。いいかげんな値段のつけ方であるというそりを免れない。はつきりと、会計検査院長、人事院総裁と同等ということであれば、いきがかりにとらわれないで、十九万円とすばつとやられていいじゃないですか。十八万円という項はないのですから、この項は新設ですよ。そういうところに、どうも給与決定の事情に、いいかげんなあいまいさがあるという懸念を私は持たざるを得ないのです。それから、そういうことになるのと、認証官になれば引き上げられるということになるならば、そして官房長官と総理府の総務長官とは認証官ということになるならば、政府が考えられる筋としていかならば、これは皆さんにも十八万円というのを当然出すべきだ。ところが、総務長官や官房長官は十六万円にそのまま押えられて、任命手続だけがちよつと重々しくなっている。こういうことになっているのですね。こ

れは全くだいいかげんなものです。もしこれを認証官として認めるということになるならば、当然十八万円なら十八万円に列を合わして御提案されるというなら筋が通るのですが、政府側の筋が通らぬじゃないですか。これはいかがですか。これをなぜお上げにならなかったのですか。

○平井(通)政府委員 確かに先生御指摘のような問題があることは事実でございます。ただ、大学の学長等の場合におきましては、同じ行政官と申しまして、ただいま御指摘のような國務大臣、会計検査院長、あるいは人事院総裁、官房長官、企画庁長官その他と並べて直ちに比較すべきものでもございませぬ。そういう点におきまして、必ずしも同等的に行なわねばならぬいかどうかという問題もございませぬ。また、内閣官房長官なりあるいは総理府総務長官の引き上げは行なうべきであるといつたとしても、その場合において、現在の國務大臣の俸給がそのままでいいのかどうか。あるいはさうに総理大臣の俸給はこのままでいいのかどうか。さらにひいては、三権のそれぞれ最高機関である最高裁判所長官なりあるいは国会の両院議長なりというものの俸給等もやはり考えていかなければならぬ。少なくとも総務長官なりあるいは官房長官の給与改定を行なうということになれば、その辺のところに対する配慮も行なわれなければならぬだろう、こういうふうな考へておる次第でございます。その限りにおきまして、先生のおっしゃるように、確かに不徹底であり、ただその一端が出ただけであるということとは事実でございますが、こういった問題

については今後慎重に検討を進めまして、できるだけ早い機会に結論を得たい、そういうふうな思つております。

○受田委員 こういう問題は、いいかげんなつかみ算用でどんな法案をばらばらにお出しになるところに問題があるわけですか。特別職の給与の全体をちゃんとほつきりとした根拠によつて確定する方向に法案をお出しになるべきだ。一つそれをばかつと出す、またそちらの方からばかつと出る。官房長官と総務長官は國務大臣級をもつて充てる職種です。したがつて、國務大臣が十九万円なら、國務大臣をもつて充てることのできる職種であるので、認証官にするなら、十八万円なら十八万円に合せていいじゃないですか。これだけが残されて、認証官だけにすると、これは片手落ちではないですか。これはいいかげんなものですね。

○平井(通)政府委員 先ほども申し上げましたように、現在の國務大臣の給与はこのままでいいのかどうかという問題も、基本的にあるわけでございます。したがつて、現在の段階で、総務長官あるいは官房長官をさした十九万円にしておくという考え方も、一つの考え方ではございますけれども、そういうところまで考えるならば、やはり全般的な検討を行なう必要がある。したがつて、さしあたりの段階としては、これらの方々にまで手をつけるということはいたさないで、全般的な検討を待つてその問題は処理いたしたいと考へておる次第でございます。

○受田委員 その説明は私は納得できないのです。公取の委員長だけは——

これもせつば詰まつた事態があるはずでもないわけですか。大学の総長の二人だけ十八万円にしなければならぬせつば詰まつた——あの総長たちは、われわれだけ上げてくれるというので、ほかの学長たちに非常に気の毒だということ、内心非常に悲しんでいるのです。上げるなら上げるで、みんな一緒にすればいい。自分たちだけばかつと十八万円に上がるといふことは、内心にくじたるものがあると思う。公取委員長も、高級を出さなければ公取委員長に來ないという人であるならば、薄給に甘んじて来る熱心な人を選ばなければならぬ。高給をあげなければ公取委員長にならぬなんというわがまま者は、国家のために任命する必要はない。給与でその職種につくことを願うような人物は、断じて任命してはならぬと思う。いかがですか。

○原田政府委員 それは、向こうさんが、給与が安いからおれはいやだと言ふような方はおられない、そういうりっぱな人は、しかし、りっぱな人を求めるなら、やはりこちらで給料を上げておかねばならぬ、私はそう思ひます。

○受田委員 その点が基本であれば、大学の総長にしても、いま現におる人々を上げるのですから、あつての必要はないのです。特別職、一般職の特別な立場にある人も一緒に、総合的にやらねばいい。いまあつてこれをお出しになる必要はないわけですか。そこに一貫した大蔵省——特に大蔵省の所管である特別職の俸給の問題はいいかげんなものである、根拠がきわめてあいまいである、さみだれ戦術によつて体系を適当に調整する傾向があると云わ

れても、しかたがないと思うのです。来年だつておそくはないのですから、一緒に納得のいくような線をお出しになるべきじゃないですか。

○平井(通)政府委員 確かに根本的な検討を待つて、その上で公取の委員長なり、あるいは先ほどお話しになった大学の学長の問題なりを考えると、一つ、一つの理想的なあり方ではあるかと思ひます。ただ、根本的な検討は、それでは来年必ず完了できるかどうかということになりますと、これは必ずしもそう簡単な問題ばかりでもないやうでございます。したがつて、いまして、私どもは当面の問題として、さしあたりこれだけの問題を処理していきたい、こういうことにはいたしましたわけでございます。

○受田委員 特別職の給与法に指摘しておる職種は限られている。簡単な問題ですよ。これはそんなに苦勞してきめるほどの職種があるわけではないのですから、それは根本的にやるのが理想だらうな考えをせられてはたいへんですよ。この秋でも出せますよ。今度でも一緒に出せるのです。

○平井(通)政府委員 現在の特別職給与法の体系、その対象になつております官職は、確かに先生御指摘のように比較的限られております。ただ、御承知のとおり、この特別職給与法とパランスをとつて定められております官職、たとえば最高裁判所の長官並びにそれに続きます司法官全体の処遇の問題、ことに判事等の処遇問題が、最近臨時司法制度調査会等でも議論されておるわけでありまして、かたがた、国会議員の歳費等につきましても、本年度から十八万円に引き上げられる、こ

いった事情もございます。そういった場合に、特別職の給与体系だけをさるにそれと関係なく引き上げることができるとか、あるいはその場合に、さらに問題を限定いたしまして、両院の議長並びに副議長の処遇をどうされるか、いろいろな問題が関連してまいるわけでございまして、これらについて、そういった一方における臨時司法制度調査会なりあるいは全体的な国会等の御検討なり、そういったものを前提にしてわれわれは検討を進めなければならぬわけでございまして、その限りにおきまして、私どもの短時間の検討だけで結論を出せるかどうか、必ずしも自信を持ってお答えはできないわけでございまして、

○受田委員 あなたは御所管は特別職に限っているわけなんです。ほかのほうへ干渉される必要はないわけですか。大蔵省は干渉され過ぎるから、給与体系が混乱しているわけですか。特に公庫、公団、事業団などの総裁とか理事長とかいう人々の俸給は、大蔵大臣の考え方できまるじゃないですか。これはほとんどないことです。大蔵大臣が最終決定をする権限を持っているのです。だから、理事長あるいは総裁が三十三万円、副総裁が二十七万円、二十万円で以上が理事の俸給ということになってくるんです。総理大臣よりも高い総裁をつくらうとする。給与体系を根本的に破壊した元凶は大蔵省じゃないですか。大蔵省がそういうことをきめて、総理大臣の給与よりもばかに高い俸給をつける公庫や公団をつくらう、その責任者の俸給を決定するようないへんあやまちをおかしているの

す。この間石橋委員が指摘されたように、はつきりと行政系列の上においては同じ線上にあるべき人々、大蔵省のお役人その他関係官庁のお役人のおやめになると、まず恩給が入ります。若年停止はほとんど切れるころにやめるのですから、恩給がまるまる入る。まるまる入った上に、さらに三十三万円とか二十七万円とかいう高給をはむに至っては、国民の血税を浪費するもたはなしなものといわなければならぬと思うのです。そういうような国民の血税でまかなう公庫、公団、公庫、事業団等の役員の給与だけばかしく多くして、一般の零細な大衆職員というものはそのままだに残しておる。この行き方には問題があるのです。これは、公庫、公団、公庫、事業団等の根拠法の中に、給与の決定権が、大蔵大臣と協議して、大蔵大臣がごうだと言わなければきまらぬようなやっかいな規定が一つあるのです。給与課長さん、課長として政府委員たるあなたは光栄をにのうておられるわけですか。あなたの手によって、この大蔵省の独裁的な給与の決定のしかたをここで根本的に改めるといふ考え方に立ちにならなければ、まじめに働く大衆公務員はばかを見るということになるし、また、いま国会議員の給与を例にお引きになりましたが、われわれの俸給が上がった、こういうことでございましてけれども、われわれの俸給を含めた公正な給与体系をつくるということも、いまままでのようなお考えでは実現できません。次官、あなた大蔵省へ行かれて、つくづくそういうことを考えられると思うのですが、公庫、公団、事業団等の責任者の俸給が、総理大臣よりも

七万も高い、こういうばかげた給与体系ができておる。しかも、おやめになるとときには、若年停止期間がちょっとあるが、やがてみんな恩給はまるまる取り、おまけにそういう高い俸給がもたらえる。これでは国民全体が安心して政治をおまかせできないということになる危険があるんですね。御答弁願います。

○原田政府委員 私は、公庫、公庫の総裁の給与が高いということよりも、役人がやめてそこへどんどん入っていくということのほうが問題じゃないかと思うのです。それはなぜ高くしたかというところは、大蔵省なんて金をちびる省ですから、喜んで高くするわけがないのです。それは民間からいい人に来てもらおうということを考えて、その人たちの給与というものが非常に高いものだから、それとのつり合いで公庫、公庫、の総裁なんかの給与がきめられておると私は思うのです。ところが、そういう人がこのごろなかなか得られなくなつて、そこへ役所をやめたらどんどん入っていくというようなことから、いま御議論のような問題点がでてくると思う。その点について、政府として十分考えなければならぬと私は思います。

○受田委員 あなたは、俸給を考えてそこへ来るような人間は正しい人間じゃないのだと、さっき言われた。今度は、民間からとろうとすれば、高い俸給をつけておかなければ来ないと言ふ。しかし、政府関係機関にして、公庫にしても、公庫、公団、事業団にしても、これはみんな特別な法律によって生まれているのです。政府の間

接の事業です。民間の企業とは違ひますよ。政府関係機関あるいは特殊法人、この立場のものの給与を民間とパランスをとらなければいかぬという考え方は間違ひです。これは民間企業ではないのです。国民の血税でまかなわれる事業ですから、性格が全然違ひのです。だから、民間とパランスをとるような給与をつける必要はない。総理大臣より高い給与をつける必要はない。この論理について、給与課長、いかがお考えですか。

○平井(勉)政府委員 確かに、給与を目当てにして政府関係機関の役員になりなるといふような問題でありまふすならば、お説のことはごもっともであらうと思ひます。しかし、政府関係機関の役員におなりになる方に対して、われわれとしては、そういう給与を目当てでないことは当然であると思ひますが、おいでになる方に対して、それにふさわしい処遇をするということも当然でありまして、従来民間で受けておられた給与とあまりに差のあるということはいかかという感じは持たざるを得ないわけでございまして。かたがた、現在の国務大臣なりあるいは総理大臣の給与がそのままでいかどうかという御議論は、また別にあろうかと思ひます。その限りにおいて、私どもは、こういった問題について別途検討をいたさなければならぬというふうには考えております。

○受田委員 これは従来大蔵省の考え方が根本的に間違つていたから、こういうところでもないことになつたわけですか。立法院の最高責任者である議長、司法府の最高責任者である最高裁判所長官、及び行政府の責任者である総理

大臣、これよりも高い政府関係機関の役員の給与あるいは特殊法人の役員の給与というものはあるべきではないのです。この立法、司法、行政の三権の最高責任者の給与よりも、国のつくつた機関の総裁や理事長の給与を高く決定しているのはおかしいじゃないですか。筋が通らぬじゃないですか。

○平井(勉)政府委員 狭い意味の国の機関と広い意味の国の機関を考えました場合、確かに国の機能の一部を分担し、さらには発展した形において政府関係機関が設けられていることは事実でございまして。ただ、狭い意味の三権の範囲内に入らないものについて、直ちに総理大臣なり内閣議長なり最高裁長官なりより高い給与を出していいというところは、一がいには言い切れないではないかと考えております。

○受田委員 そこに日本の公共性を持つ事業関係の給与体系が混乱する原因があり、そのあなたの方の考えが、今日国民に非常な疑惑を抱かせる原因になっているわけですか。総理大臣や内閣議長や最高裁の長官よりもっと重大な任務を持っている——俸給というものは、その人の持つところの特別な職務上の責任と生活を補給するという意味と二つあるわけですか。どちらから見ても、総理大臣や内閣議長や最高裁の長官より重大な職務を持っています。特殊法人の役員がおりますか、給与を高く出さなければならぬような特殊法人の役員がおりますか。御答弁願います。

○平井(勉)政府委員 確かに、三権の最高機関である方々と比べて、職務の責任において差があるか、あるいはそれを上回るかという御意見に対しては、

私どもも必ずしもそうは考えておりません。ただ、こういった政府関係機関をつくり出した経緯からいいますと、民間の有識者を迎える、しかもその場合に、それにふさわしい給与を差し上げる、そういう考え方で、政府関係機関の給与というものはスタートしたのでございまして、その限りにおいて現在のような差を生じている。ただ、現在の体系がそのままいいかどうかという点については、私どもも問題はあると考えております。その意味におきまして、私どもは、政府関係機関の役員給与の検討もさることながら、むしろ、いまの三権の最高機関であるこれらの特別職なりあるいはこれに準ずる方々の給与について、全般的な再検討を行なう必要がある、こういうふうな考えでおるわけでございまして、国の金を出す機関は、特殊法人にしても民間公社とは性格が根本的に違ふじゃないですか。特別な法律で国が出資しておるじゃないですか。そういう機関の責任者に、民間から人を求めるには高い俸給をつけておかなければならぬというものは、筋が通りません。やはりこういう機関も国民全体の奉仕者であるという観念を持って入ってきてもならなければならぬ。国民の血税でまかなわれている機関ですから、高い俸給を出さなければならぬような心持で、たいへんなことになる。そんな心得違いの人を招く必要はない。高い俸給を出さなければ民間から有識者を得られないというふうなあやまった考え方が、今日の日本のこうした公共事業の責任者たちにとんでもない俸給をひつつけた原因になっておるのです。

心得違いははなはだしいじゃないですか。国民全体の奉仕者である公務員に準ずる心がまえでこれらの有識者も来なければならぬというお気持ちはないのですか。特殊法人、政府機関は民間事業の性格を持っていてお考えになるのですか。性格は根本的に違ふと思うのです。私が質問したことに対する筋の通った御答弁を願いたい。

○平井(通)政府委員 確かに、政府関係機関の仕事の内容は、民間と同じであるというように私どもも考えております。しかし、同時にまた、これらの機関が狭い意味の三権の一部というようにも考えられないわけではございません。一方において能率をあげ、あるいは国の予算的なきわめて狭い制約を離れて能率をあげていこうというふうな考え方で、政府関係機関がつくられている関係もございまして。そういう点を考えますならば、民間から有識者を招いて、しかも十分に活動していただく、そういう場合に、決していまの金額でも十分とはいえないと思ひますが、民間と比べてそう遜色のない程度の給与を差し上げるのも当然であろうと考えるわけです。

○受田委員 特別職の給与法がいま通るといふ段階で、政府の考え方の中にもうひとつは、きりきりしない点がたくさんある。私は、私は非常に残念だと思ふ。私、課長さん、あなたの考えを直して、チェンジさせようと思つておる。あなたのお考えの中には、そういうところで大いに事業をやつて能率をあげるとは、総理よりも、最高裁長官よりも、両院議長よりも高い給与を出さなければならぬというふうな考え方が、やはりひそんでおるといふ懸念が多分

にあるのです。これが間違ひなんですよ。住宅公団にしても、いま住宅に入ることでできないで、五千円から六千円、中には一万円も、ほとんどの俸給を住宅費につぎ込んで、アルバイトをして働いておる人が、あなたの部下にあるはずですよ。こういう実情を思うときに、その総裁や理事長が金を二十七万も三十三万ももらつて、ゆうゆうと総理大臣以上の俸給をばんで、しかも、それが国民の税金でまかなう政府関係機関あるいは特殊法人であるという点においては、納得できない。しかも、その責任者に公務員から横すべりした人は恩給までもらつていまして。恩給にはある程度割り引くする制約規定はあります。しかし、この恩給を停止する規定はありません。通算になつておるのですね。だから恩給もと、別のほうで三十三万円もとる。理事にしても二十万から二十五万とる。こういう行き方は、これはとんでもない考え違いであると思ふ。この点は、国民の血税でまかなわれる政府関係機関、特殊法人のこれらの責任者は、総理や両院議長よりも高い俸給をもらうべきでないというところで、思い切つて引き下げて、やめたいという不屈き者がいるとすれば、即時首を切ればいい、こういう英断の時期がきていると思ふのです。いかがでしょう。

○原田政府委員 あなたは、いま出している給料を減らして、そうしてそれでいざやたらやめろ、そういう英断をやれとおっしゃるが、御意見は聞いておきますけれども、そういうことはなかなかできないですね。一ぺん出したものを引き下げるといふようなことは、言うことはやさしいけれども、

なかなかできませんよ。だから、いま問題になっているのは、私が先ほど申し上げたように、役所仕事よりもより能率をあげてやっていくために、公団というものをこしらえた。その仕事をやるためには、民間からいい人を持つてこよう、それを比較すると、月給が安いから、いい人を持つてくるためには、やはり月給もこちらも高くしておくがよろうというふうなところで、この公団等の月給がいい。ところが、そういうところへ役所をやめてどんだん入つていく。そしていまあなたがおっしゃるように、恩給もとるじゃないかという問題が出てきておつて、そこに初めてお考えになることとそこを来たしておるじゃないか、こういうことは私は考えなければならぬ点があると思ふのです。総理大臣あるいは議長の給与がこれでいいのかという問題は、これは問題としてもつて上げていきたいと思います。そういうことのために、いま課長が言つておるように、特別職の給与については十分これから検討していきたい、こういうことを考えておるので、総理大臣あるいは議長よりも高い月給を出したらいかぬ、だから下げて、それで言うことを聞かなかつたら首を切れ、それは私はちよつと無理だと思ひます。

○受田委員 私が申し上げることはこういうことなんです。いままで何回か注意してあるのです。注意してあるのが、一般の公務員、特別職の公務員の俸給が上がるたびに、最初二十五万五千円、それが今度は二十五万円、三十万円になり、三十三万円になるといふように、公庫、公団の責任者たちは、一般公務員の上をテンポより

も、もつと早いテンポで引き上げてきたじゃないですか。その心得違いをなぜストップさせておかなかつたか。総理の俸給が追いつくまでなぜストップさせなかつたか。こういうことを全然ストップさせぬで、一方ばんばん上げていく。だから、高いから下げろ、この議論は成り立つのです。これは決してむちゃな要求じゃない。総理の俸給までとどむべきだ、この考え方です。私の考え方は決して無謀な考え方じゃない。総理の俸給、両院議長の俸給の線で食いとめるべきだ、この意見は間違つていない。

○原田政府委員 いま言われました、特別職を含んでこれらの公団総裁あるいは理事の俸給については、大蔵大臣が協議してきめるといふことであるから、十分考えろということについては、検討したいと思ひます。

○受田委員 いま私の要求に対して、公庫、公団、公社等の特殊法人まで含めてこの給与と全体の問題を早急に検討したい、こういうことを大臣と同じ副大臣が答弁されましたから、その結論を待つことにして、これはここで一応おきます。

もう一つ、おしまいに、あとから国家公務員法の改正案が出ることでございまして、お尋ねしておきますが、人事院の責任のある国家公務員法百三條の中に、私企業からの隔離というのと、もう一つ、株式公社の株式所有者で、その経営に影響を与えるような方のある者に対する人事院の大事な権限が一つある。この権限について、国家公務員法の改正案とあわせてただし

は、国家公務員法の第百三条四項に、株式所有関係で経営に影響を与えるような場合における人事院の責任が書いてありますが、人事院はどの程度の基準をもって経営に影響を与えるものと考へておるか、その基準をお示し願ひたい。

○大塚政府委員 実には百三条の四項は、いま受田委員が御指摘になりましたように、「企業の経営に参加し得る地位にある職員に対し、人事院は、人事院規則の定めるところにより、株式所有の關係その他の關係について報告を徴することが出来る」ということあります。ところで、この四項は、これは法律としてはこういう形になっておりますが、この改正法律の出来るころには、多少原案について問題があつたようでありました。実際につくられてみましても、この法を動かす段になりまして、やはり日本の現状においては、そのまゝの形で動かすことにそれほど意義があるかどうか疑問でございます。

と申しますのは、実際に相当な株数を持つておられまして、企業の経営に参加するといふような場合には、百三条の第一項におきまして、「職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んでならない」といふふうに、禁止規定を持つております。

○受田委員 持っていますけれども、四項はそれとは違ひますから。○大塚政府委員 現実の問題として、これは、やはり四項の問題が現実的に動くときには、第一項のほうに当たつてくるだろう。したがって、この場合

は、人事院の承認をもって許可し得る場合もあり得るわけですが、原則的に現在の人事院の運営といたしましては、これらの私企業の団体の役員、顧問もしくは評議員の職を兼ねるといふことは、高級官僚については承認いたしておりませんので、それをもって足りるではないかという考えを持つて、実は第四項の規則なるものをまだ作成するに至っておりません。

○受田委員 それが作成できないような条文を生かしておくとそのことがおかしい。この四項の規定は大事なことだと思ふのです。この株式保有数によつて経営に影響を与える地位といふのは、第一項とは別の意味で、私は基準があると思ふのです。その基準さへも人事院が設けておらぬといふのは、これは人事院の怠慢です。第四項に基づく人事院規則をおきめになつておらぬといふのは、全然見当がつかぬのです。見当がつかぬような法律を生かして置く、そのことが問題なんです。規則をつくる必要がないような法律があるといふことはおかしいじゃないですか。人事院発足以来十数年、今日までこの規則を必要としないような条項が生きておるといふことは、これは重大なことですよ。

○大塚政府委員 先ほどちょっと立案當時にいろいろ意見があつたといふことを申し上げましたが、そのときは、一應株数の百分の一という基準が考えられておつたようです。当時及び現在におきましても、大企業の百分の一をこえる株数を公務員の方々が持つといふような事情はあまりないのではなからうかという、一應そういう想定をしております。

○受田委員 ちよつとお聞きします。が、この私企業からの隔離の規定は大企業だけに限つておりますか、これは大事なことですか……

○大塚政府委員 もちろん、大企業だけに限つておりません。ただ、非常に小さな株式ならともかく、上場株といふような意味での株式所有ということになると、規模としては大きくないといふ定義であります。

○受田委員 人事院としては、私企業の状態、実態といふのを明らかにされておらぬし、第二部株式市場に上場できる権限を持つてゐるのは一億からです。いまごろは百万や二百万の株主は、公務員の中でも相当数出ているはずですよ。特に将来天下り人事などでその会社をねらつてゐるような人は、もうちゃんと事前にその会社の株を買ひ占めてゐる、こういうようなことも考へられるので、これはやはり実態を明らかにしておかれなさい——その会社を支配する役員にはならぬでしよう。うさしいし、第一項があるから。しかし、実際は、会社を動かすといふ、第四項の規定のものがたくさんあるじゃないですか。現実にはそういうことが十分に考えられ、また、実際にそういう力を持つた人がおるはずですよ。基準を示しなさい。第五項にちゃんと書いてある。「人事院は、人事院規則の定めるところにより」と書いてある。その規則もできておらないといふことは、人事院は怠慢その極に達すると嘆かざるを得ないですね。

○大塚政府委員 いろいろいまお話をあつたのですが、さっきの大企業云々といふことは取り消さしていただきます。確かに営利を目的とする私企業の

場合は、全般的にこの法律が律しておるところだと思ひます。しかしながら、私としては、おつしやるような実態が現在の公務員の中に全然ないとは思ひませんけれども、一般的に見て、おつしやるような実態があるといふことはどうも承知していません。今後調べてみればわかると思ひます。

○受田委員 われわれのほうでどうして人事院に新しい任務を課そうとおるのですが、この実情を見たときに、四項の危険といふことも十分われわれは考へなければならぬと思ふ。それを人事院は、この点については何ら調査もしていない、規則もつくつておらぬといふことは、この法律は死文じゃないですか。公務員の純粋性といふものを確保するためには、非常に大事なことだと思ひます。それが何らそういうことを必要とするといふ段階にまでおらぬといふことは……

○大塚政府委員 お話の点はよくわかりました。事務局といたしましては、この四項が律してゐるような実態があるかないか、調査いたしました。その上で、多少実態があつて、当然つくべき規則であれば、さっそく提案いたしたいと思ひます。

○永山委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回することに決しました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回することに決しました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回することに決しました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回することに決しました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回することに決しました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回することに決しました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回することに決しました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回することに決しました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回することに決しました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回することに決しました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回することに決しました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回することに決しました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回することに決しました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回することに決しました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回することに決しました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回することに決しました。

文がまとめられております。
この際、この案の趣旨につきまして、
発議者より説明を求めます。石橋
政嗣君。

国家公務員法の一部を改正する
法律案

国家公務員法の一部を改正する
法律

国家公務員法（昭和二十二年法律
第二百十号）の一部を次のように改
正する。

第十二条第六項第十七号中「決定」
の下に「並びに同条の規定による国
会及び内閣に対する報告」を加え
る。

第百三条に次の一項を加える。

人事院は、毎年、遅滞なく、国
会及び内閣に対し、前年において
人事院がした第三項の承認の処分
（第二項の規定に係るものを除
く。）に関し、各承認の処分ごと
に、承認に係る者が離職前五年間
に在職していた第二項の人事院規
則で定める国の機関における官
職、承認に係る官利企業の地位、
承認をした理由その他必要な事項
を報告しなければならない。

附則

1 この法律は、昭和三十九年一月
一日から施行する。

2 裁判所職員臨時措置法（昭和二
十六年法律第二百九十九号）の一
部を次のように改正する。

本則第一号中「第九十五条」の
下に「第百三条第九項」を加え
る。

理 由

国家公務員の離職後の官利企業へ
の就職を制限している規定の運用の
適正化に資するため、所要の改正を
行なう必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

○石橋（政）委員 国家公務員法の一部
を改正する法律案について御説明申し
上げます。

申し上げるまでもなく、国家公務員
法は第百三条において、特に私企業か
らの隔離の条項を設け、官職一般の公
正性を確保すべく、国家公務員は、離
職後二年間は、その離職前五年間に在
職していた国の機関と密接な関係に
あつた官利企業の地位につくことは、
特に人事の承認があつた場合のほか禁
止されているのであります。

しかるに、近時の状態を見ますと、
高級公務員でその在職中に密接な関係
があつたと思わざるを得ないような官
利企業に天下り的に就職するものが増
加し、この第百三条の条項が設けられ
ている根本精神が軽視される傾向にあ
りますことは、まことに遺憾なことと
存する次第であります。

かかる状況にかんがみ、本法案は、
官利企業への就職を制限している規定
の運用の適正化に資するため、国家公
務員法に所要の改正を行なおうとする
ものであります。

その内容の要旨は、第百三条の条項
に「人事院は、前年中に就職を承認し
たものについて、その承認の理由等を、
毎年、遅滞なく、国会及び内閣に対し
報告しなければならない」とする旨の
一項を加え、人事院に報告の義務を課

そうとするものであります。

以上が本法案の趣旨でございます。
○永山委員長 木案について御発言は
ありませんか。――別に御発言もない
ようでありますから、おはかりいたし
ます。

お手元に配付してありますとおり、
国家公務員法の一部を改正する法律案
の案を本委員会の成案とするに御異議
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○永山委員長 御異議なしと認めま
す。よって、そのように決しました。
ただいま決定いたしました国家公務
員法の一部を改正する法律案の成案
を、本委員会提出の法律案とするに御
異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○永山委員長 御異議なしと認めま
す。よって、本成案は本委員会提出の
法律案とすることに決しました。

なお、提出の手續につきましては、
委員長に御一任を願います。

次会は、来たる六月四日十時理事
会、十時半委員会を開会することとし
て、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

（参照）

特別職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案（内閣提出第
一五六号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十八年六月五日印刷

昭和三十八年六月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局